

第22回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和4年4月22日（金）午後2時00分
閉 会 令和4年4月22日（金）午後2時30分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

5番 高 木 一 郎 委員 6番 石 川 孝 治 委員
12番 市 川 耕 作 委員（会長）

3 出席委員

1番 筒 井 敏 彦 委員	2番 松 村 昌 治 委員
3番 堀 江 甚 貴 委員	4番 菊 池 伸 明 委員
5番 高 木 一 郎 委員	6番 石 川 孝 治 委員
7番 平 田 佳 子 委員	8番 住 崎 岩 衛 委員
9番 小 林 茂 委員	10番 大 室 正 行 委員
11番 小 牧 直 子 委員	12番 市 川 耕 作 委員
13番 澤 井 正 委員	14番 伊 藤 久 夫 委員
15番 千金楽 千 詠 委員	16番 岡 田 正 宏 委員
17番 志 水 清 隆 委員	18番 榎 本 重 雄 委員
19番 石 坂 成 雄 委員	20番 戸井田 昭 次 委員

4 議 長

12番 市 川 耕 作 委員（会長）

5 事務局（説明員）

高野和夫局長 加藤泰幸主査 荻野奈未事務職員 樫澤有一事務職員
原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 4 第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 5 第3号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 第4号議題 都市農地の貸借に係る事業計画の認定について
- 7 その他
 - (1) 令和4年度府中市農業委員会活動計画(案)について
 - (2) 令和4年度農業振興事業の概要について
 - (3) 令和3年度農地法関係審査件数について
 - (4) 4月度活動報告について
 - (5) 次回の総会開催日
 - (6) その他

午後 2 時 0 0 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、第 22 回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、暑い中、またお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本日は年度初めということもありまして、全員の委員さんにお集まりいただいております。今後についてはコロナの感染状況をみながら、全員出席で開催するか、前回までと同様に出席人数を絞って開催するか、事務局と相談していきたいと考えております。

本日の出席人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声）

ご異議がないようですので、今回は、5 番、高木委員さん、6 番、石川委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思います。議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思いますので省略しまして、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第 1 号議題 報告、農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は 4 件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第 1 号議題の説明文

第 1 号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第 5 条関係。

第 1 項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇、譲渡人は小柳町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇〇、499 平方メートルで所有権の移転でございます。届出書が到達した日は令和 4 年 3 月 16 日、転用の目的は建売住宅 5 棟となっております。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

○委員（榎本委員） はい、現地は造成が始まっていまして、問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第２項３項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、いずれも昨日見に行きまして、第２項は当該地西側の駐車場が相続で売却するのに伴い、一緒に共同住宅用地として売却することでした。第３項は田んぼで土地が低いので土を入れ造成を進めていました。いずれも問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第４項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、４月１５日に現地確認をしました。ここは昨年９月に転用届出があり見に行ったところで、その時と状況は変わっていませんでした。最初の業者が諸事情により建築が出来なくなり、今回、再度の転用になったわけですが問題はありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等ないようですので、第１項から第４項の報告を了承することといたします。

次に、「第２号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は１件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第２号議題の説明文

第２号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第１項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は矢崎町〇の〇の〇、畑、７７３平方メートルの２分の１、３８６．５０平方メートル。

１０ページから１２ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、１３ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第２号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第１項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員） はい、第１項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、４月１８日に現地を見てきました。現地は適切に管理され、問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第3号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請件数は6件ですが、第1項は私の証明なので、第1項と第2項から第6項までの2回に分け審議をいたします。

第3号議題の説明文

第3号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成31年3月18日から令和4年3月27日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○、○○○○、土地の所在は四谷○の○○の○、○○の○、○○の○、○、○○の○、○の合計6筆、田、2,925平方メートル。

第2項、次の者が平成31年3月26日から令和4年3月17日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○○の○、○○○○、土地の所在は若松町○の○○の○、○、○の合計3筆、畑、1,514平方メートル。

第3項、次の者が平成31年3月6日から令和4年4月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は白糸台○の○○の○、○の一部の合計2筆、畑、1,553平方メートル。

15ページに移りまして、第4項、次の者が平成31年4月8日から令和4年4月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町○の○の○、○○○○、土地の所在は西府町○の○○の○○、畑、840.09平方メートル。

第5項、次の者が平成31年3月13日から令和4年4月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は朝日町○の○○の○、○○の○、○○の○○他、白糸台○の○○の○、○○の○、○○、○○から○○他の合計13筆、畑、5,709.46平方メートル。

第6項、次の者が令和元年5月10日から令和4年4月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、本宿町○の○○の○、○○○、土地の所在は西原町○の○○の○、○○の○、○、○○の○、16ページに移りまして、日新町○の○○の○、○○の○、西原町○の○○の○の合計7筆、畑、2,572.31平方メートル。

17ページから20ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、柿等を生産しています。

21ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

22ページから24ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

25ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

26ページから28ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でサツマイモ等を生産しています。

29ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

30ページから32ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で栗を生産しています。

33ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

34ページから37ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で栗、ブルーベリーを生産しています。

38ページから40ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

41ページから45ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、栗を生産しています。

46ページ、47ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

○議長（市川委員） まず、第1項ですが、私は退席しますので、職務代理の菊池委員さんに議長をお願いしたいと思います。

（市川委員退席、菊池委員、会長席に着席）

○議長（菊池委員） はい、それではご指名ですので、第1項の審議を行いたと思います。

事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、議長、第3号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（菊池委員） はい、第1項、澤井委員さん如何ですか。

○委員（澤井委員） はい、現地は散歩しながらいつも見えていて、何の問題もありません。

○議長（菊池委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

それでは、私は席に戻りますので、会長さんがお戻りになるまで少しお待ちください。

（菊池委員、自席に着席、市川会長、議長席に着席）

○委員（菊池委員） 会長さん、第1項は証明することになりましたので、お伝えします。

○議長（市川委員） ありがとうございます。引き続き第2項から第6項の審議をします。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第6項の現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員） 第2項、大室委員さん如何ですか。

○委員（大室委員） はい、4月14日に現地に行きました。ジャガイモが栽培され管理も良く問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第3項、石坂委員さん如何ですか。

○委員（石坂委員） はい、4月8日に見に行きました。ここは幼稚園の体験農園となっていて、手入れも良く問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第4項、石川委員さん如何ですか。

○委員（石川委員） はい、4月13日に見てきました。栗が植えてあり特に問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第5項、戸井田委員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） はい、こちらはブルーベリー、栗を栽培していて、特に問題はありません。

○議長（市川委員） はい、第6項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、4月12日に現地に行ってきました。3箇所とも栗が植えてあり、特に問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第2項から第6項は証明することといたします。

次に、「第4号議題、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について」を議題とします。認定申請件数は1件です。

本件は小林委員さんが関係人となりますので、審議の間、席を外していただきたいと思います。

（小林委員退席）

それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、認定申請があった別記事業計画を認定するものであります。

49ページをご覧ください。別記、1の申請者の氏名等の使用借人は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇、使用貸人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇。

2の土地の所在等は紅葉丘〇の〇〇の〇、畑、2,686平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間となっています。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、合計11,129平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計13,815平方メートル。

50ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、53ページの認定申請書の事業計画3「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目3は、55ページの一番下の6「周辺地域との関係」。

予備審査の項目4は、54ページの5の1「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と55ページの5の2「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

56ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について。

本件の現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員） はい、平田委員さん如何でしょうか。

○委員（平田委員） はい、4月17日に現地の確認をしました。現地は柿等の樹木を抜き、整地をしているところでした。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件は認定することといたします。

小林委員さんがお戻りになるまでお待ちください。

（小林委員、着席）

○議長（市川委員） 小林委員さん、本件は認定することになりましたので、お伝えします。

○委員（小林委員） はい、ありがとうございます。

○議長（市川委員） 次に、7「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事前にお配りしている資料はお読みいただいていると思いますので、説明は省略し、質問等があればお願いしたいと思いますが、（1）の資料ナンバー1、「令和4年度府中市農業委員会活動計画（案）」は本日配付されましたので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（高野事務局長） はい、会長、それでは資料1、2022年度府中市農業委員会活動計画（案）につきましてご説明いたします。

1の基本方針に内容で昨年度と変更した点は、本年1月に第4次府中市農業振興計画を策定し、その中に府中農業の将来像として、地域と共存し未来につなぐ魅力あふれる府中の農業をスローガンとして掲げております。その実現に向け、農業委員会としても連携していくこととしております。計画実現の連携先としまして、農業委員会はもとより、国、東京都、東京都農業会議、マインズ農協、市民などでネットワーク化を図り推進体制の構築をしつつ取り組んでまいります。また、農地の有効活用、利用促進にも積極的に取り組んでいくともしております。

続きまして、2の活動方針ですが東京都農業会議の令和4年度農業委員会活動推進要領を基本として活動をしてまいります。

重点活動としまして4点ほど挙げておりまして、一点目として特定生産緑地をはじめとした農地の有効活用、二点目として農業者の意見集約と関係行政機関への意見の提出、三点目として農業後継者等新たな担い手への支援活動、四点目として農業者や地域住民に向けた情報活動の推進としております。

続きまして、3の各種活動につきましては2ページの中ほどから記載しておりますが、より細分化また具体的な活動計画を述べております。

農業委員会或いは各農業委員さんとして、振興計画に記載のある取り組みで大きく貢献できるものとして、市民との関わり方があると考え、市民の農地、農業への興味や関心を引き出して理解を深めるためには、農業へのふれあいの機会提供が期待され、市民との交流活動、農業体験、職場体験の受け入れ、援農ボランティア制度の普及等により市民の農業への理解や担い手の確保など、府中農業の応援団になってもらうような活動を推進できればと考えております。

農業振興計画は今年度が初年度で、今すぐ何をするか或いは何に協力できるかなどはこれからとなりますが、令和11年度までの8年間の期間ですので、まずは今年度の活動計画の中で触れさせていただきました。

今後、委員の皆さまにご協力やお力添えをいただく場面が多々あると思いますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。何かありますか。

(…)

なければ、表題の案の字を消していただき、本年度の活動計画とします。

次に、資料ナンバー2、「令和4年度農業振興事業の概要について」ですが、何かありますか。

○委員（戸井田委員） はい、農業振興費の前年度との比較で大幅な減となっていて、記載の都市農業経営力強化事業費と都市農業保全支援事業費の減が主な要因のようですが、これの代替え施策とかは考えているのでしょうか。今年度は無理でも来年度に向けてはどうでしょうか。

○事務局（加藤主査） はい、この事業費補助はいずれも東京都が大規模な施設整備などを行う際の補助でして、農家さんの要望により予算措置しています。

従いまして、事業計画がないのに予算だけを計上することはできません。今年度の要望は2年前に要望をお受けして予算措置をしまして、結果として都市農業経営力強化事業は要望がなかったのが皆減となっています。

令和5年度についても事業そのものが大規模となることから、要望はございませんでした。

今年度は6年度の分を年末の農業経営調査の際に要望調査書を出してもらい、それを都に要望し予算措置してまいります。農家さんから何か相談を受けた場合は、事務局にご連絡をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（市川委員） はい、他にありますか。（…）

なければ、次の資料ナンバー3、「令和3年度農地法関係審査件数について」ですが、よろしいですか。

続いて、（4）「4月度活動報告について」です。よろしいですか。

次の（5）の「次回の総会開催日」ですが、次回は5月24日、火曜日、午後2時から第1会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に（6）のその他ですが、委員さんからありますか。（…）

なければ、事務局から何かありますか。（…）

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第22回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

今回は全員の方が出席していただき開催しましたが、次回以降は新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、全員が出席して総会をやるのかどうか検討し、決まり次第、皆様に連絡をします。本日はありがとうございました。

午後2時30分閉会